

戸次本町地区まちづくりマネジメント支援業務委託 仕様書

1. 業務名称

戸次本町地区まちづくりマネジメント支援業務委託（以下、「本業務」という。）

2. 業務対象区域

大分市 戸次本町地区

3. 業務目的

戸次本町地区では地元組織による歴史的まちなみを活かしたイベントの開催やボランティアガイドなどさまざまな取り組みが行われており、それぞれの地元組織が各々の長所を活かしながら活動している。これらの組織が自主自立し継続的に活動できる組織運営体制の確立を目標にこれまで取り組みを行ってきたが、計画的な資金運用、外部人材の有効活用、担い手の確保、効果的な情報発信の不足に課題があると認識しているところである。また、組織間でそれぞれの課題やノウハウが共有されていない点も課題であり、各々の長所を活かしてさらなるまちづくりに取り組んでいくために、組織間での積極的な情報共有や連携が望まれる。

そこで本業務は、戸次本町地区で活動する地元組織等に対して、課題解決に必要な知識等を学び、地元組織間での積極的な連携につながるよう研修を実施することで、まちづくりにおける各々の役割を見出す機会を提供し、まちづくりに対する気運を高めるとともに、にぎわいあるまちづくりに向けて地域全体を巻き込みながら協働的かつ持続的に地域活動を行える体制づくりに寄与することを目的とする。

4. 履行期間

契約締結日から令和7年3月19日（水）まで

5. 業務内容

本事業は、その成果として地域で活動する人々が協働しながら、持続的にまちづくりに取り組んでいけるようになることを目指し、下記(1)～(5)を行う。ただし、本事業の遂行のために、より効果的な提案がある場合にはこの限りではない。

(1) まちづくり人材育成研修

まちづくりの意義、優れた先進事例等を学びながら、地域のまちづくりのあり方等を参加者自身が検討するとともに、主体的に地域で活動できる人材を育成するため、以下のとおり、研修を開催する。

ア) 地元組織間での積極的な情報共有や連携、各組織が抱える課題解消につながるような研修のテーマを設定し、まちづくりに関する専門知識やスキル、先進事例等につ

いて学ぶ講義およびワークショップ等を実施する。単なる事例紹介の場とならず、実践的にまちづくりのスキルを習得できる研修内容にするとともに、ワークショップ等を通じて参加者自身がテーマに対する答えを導き出し、今後のまちづくりにおいて実践できるようにすること。

- イ) 座学や現地視察などの研修方法は指定しない。参加者が能動的にまちづくりについて学び、考えることのできる研修方法とすること。
- ウ) 研修の回数は事業期間内に 3 回以上とする。また、参加者を毎回募集するセミナー形式ではなく、同一の参加者が各回に参加する通年型の研修とすること。
- エ) 研修参加者は 1 回あたり 20 名程度とする。対象者は戸次本町地区で活動する地元組織のメンバーや地元住民を主とし、積極的な参加を促すための働きかけを行うこと。ただし、謝金等の便益提供による参加者募集は禁止する。
- オ) 必要に応じて参加者のフォローアップを行うこと。

(2) 事業の効果測定

各事業実施後に参加者に対してアンケート等で効果測定を行い、満足度や効果、達成度等を把握する。

(3) 事業実施結果の作成

事業終了後、上記 (1) ～ (2) に関する実績報告書を作成すること。

(4) 打ち合わせ

事業を適切に行えるよう、必要に応じて都度、発注者と打合せを行うこと。

(5) 適切な実施体制の構築

上記事業を適切に行えるよう、責任者および業務配分を明確にした上で、本事業に適した担当者(※)を配置する。不慮の事情で担当者が急遽不在になったときの対応等も考慮して実施体制を整える。また、研修の講師、参加者等から急な対応を求められることから、担当者および緊急時の連絡方法について明示すること。

※まちづくりの趣旨、本事業の目的を理解していること。

関係法令、政策の理解、学識、経験、実績等が信頼に足ること。

6. 留意事項

本業務は、【参考資料】に記載している戸次本町地区にぎわい創出事業の一環であり、参考資料 4 (1) に挙げる「プロジェクトチーム組織運営構築事業」が本業務で実施する業務に該当する。なお、参考資料 4 (2) ～ (5) に挙げる事業については本業務では実施しない。参考資料に挙げる背景や課題、地元組織の現況を踏まえたうえで提案を行うこと。

7. 委託成果品

業務報告書（電子データ一式、出力紙 2 部）

その他、必要と認められるもの。

8. 著作権

この契約により作成される成果品の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、本市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託者は本市に事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条および第 19 条を行使することができないものとする。
- (4) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

9. その他

- (1) 業務内容について、本仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提出した提案書等に記載した担当者は原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、発注者の了解を得ること。
- (2) 本業務にかかる経費は戸次本町地区まちづくりマネジメント支援業務委託公募型プロポーザル実施要領「1 (5) 提案上限額」に記載の事業費から支出すること。
- (3) 業務に必要な資機材は受託者が用意すること。
- (4) 大分市個人情報保護条例に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。
- (5) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による報告書の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。
- (6) 業務実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。
- (7) 本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に再委託するときは、発注者の承諾を得ること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項が生じた場合は、その都度協議して決定する。

【参考資料】

戸次本町地区にぎわい創出事業

1. 背景

〔歴史・景観形成〕

戸次本町は、「在町」(城下町以外で商業活動を特別に許された地域)として栄えた地域である。江戸時代末期から戦前にかけて建築された建造物が現存しており、統一された歴史的まちなみが保全されている。

〔既存施設〕

「帆足本家酒造蔵」は市指定有形文化財に指定されておりコンサートや展覧会などのイベントで利用ができる。また酒造蔵に隣接した場所に屋外でイベントが行える西広場や多目的広場があり、大南まちづくりセンターは戸次本町の情報発信を行うまちづくりの拠点となっている。

〔地域の祭事〕

戦国時代の戸次川原(現:大野川)の合戦の戦没者の供養と地域振興の一環として「大野川合戦祭り」や「よいやかがり火」を開催している。

2. 課題

① 〔情報発信の不足〕

これまで戸次本町では、戸次本町街づくり推進協議会がホームページや SNS を作成し活動内容などを発信してきたものの、効果的に情報発信できているとは言い難く、認知度の向上に繋がっていなかった。

② 〔既存施設の利用が不十分〕

酒造蔵や西広場などの既存施設が十分に利用されていなかった。また、戸次本町の中心部には駐車場が少なく訪問しづらい状況となっている。

③ 〔空き家・空き店舗の増加〕

地域の高齢化率が上昇しており、高齢者の転居や幹線道路沿いの大型店舗の立地による店舗の閉店に伴う退去により空き家・空き店舗が生じている。

④ 〔まちづくりの担い手不足〕

戸次本町では生産年齢人口が減少しており、大分市の他地域と比べても構成割合が低く、次世代を支える担い手の確保が難しい状況にある。

3. 目的

戸次本町地区の更なる魅力の向上に取り組み、認知度向上、既存施設および空き店舗の利活用の促進、まちづくりの担い手不足の解消を図ることで、地域住民や観光客によるにぎわい創出及び持続可能なまちづくりに寄与することを目的とする。

4. 事業内容

(1) プロジェクトチーム組織運営構築事業(令和6年度実施)

戸次本町地区で活動する組織等に対して、まちづくりに関する知識や組織運営方法等について研修を行い、まちづくりへの意識向上、継続的な組織運営体制の確立を図る。

(2) 地域主体支援事業（令和4～6年実施）

地元組織が企画立案した取組みを実施し、その中で自主自立し運営できる組織体制の構築を図る。

(3) 魅力創出プロモーション事業（令和5年度実施済み）

戸次本町地区の新たな魅力を創出し、効果的にプロモーションを実施することで、認知度の向上、イメージアップを図る。11の体験型プログラム「かたらし ざいまち」を実施した。

(4) 低速車両（グリーンスローモビリティ）連携事業（令和5年度実施済み）

イベントの際にグリーンスローモビリティを利用し観光客の移動支援を行う。

(5) 地域間連携事業（令和5～6年度実施）

歴史や特産物が共通する都市と連携するイベントを行い、相互の魅力を情報発信する。令和5年度は臼杵市と連携し、「うすきとへつぎの樂食文化祭」を実施した。

5. 地元組織

・『戸次本町街づくり推進協議会』

平成7年発足。文化の継承と歴史的な街並みの保全活動を行っている。よいやかがり火や街並みスケッチ大会、全国町並みゼミへの参加、先進地視察などを行ってきており、令和4年度より酒蔵を活用した蔵シックコンサートも開催している。

次世代の担い手確保、活動に積極的なメンバーが固定化していることが課題となっている。

・『在戸蔵（あるとくら）』

戸次のにぎわい創出を担う新たなプロジェクトチームとして令和3年度末に発足。主に周辺店舗関係者で組織。酒造蔵や西広場を活用し、マルシェやワークショップなどのさまざまなイベントを実施している。

令和6年度までは補助を受けて活動してきたが、今後、自立して活動を継続していくために、計画的な資金運用や外部人材の有効活用を図っていく必要がある。

・『戸次本町まちなみボランティアガイド杏の会』

戸次本町のボランティアガイド団体として平成22年に発足。年間10～20回程度、予約制でガイドを実施している。毎月メンバー間で歴史の勉強やガイドの練習を行い研鑽している。ガイドのほか、お土産品として地元の杏で作った「杏ジャム」やジャムを使用したワッフルの販売も行っている。

高齢化しており、活動を継続していくための若手の育成、効果的な広報が課題である。

・『戸次ごんぼの会』

戸次の特産であるごぼうを活かした商品の製造・販売を行っており、地元のイベントにも多く参加している。ごぼう目当てに戸次を訪れてもらうことを目標として活動している。

・『戸次鮑腸保存会』

郷土料理「鮑腸（ほうちょう）」を保存・継承するため活動を行っている。鮑腸づくりは大分市無形民俗文化財に指定されており、鮑腸づくりの継承のため、毎月練習を行っているが、一般の人が食べられる機会はイベント時に限られている。

担い手や活動費の確保、鮑腸の知名度向上につながる提供機会の確保が課題である。